

平成 30 年度
社会福祉法人
南光社会福祉事業協会事業報告書

社会福祉法人 南光社会福祉事業協会

平成 30 年度事業報告書

1.基本方針

憲法第 25 条(生存権の保障)の理念及び生活保護法の原則に基づき、被保護者(要支援者)の生存権・社会権・幸福追求権を保障すると共に、自立の助長を図るものとする。

2.目的

社会福祉法第 3 条「福祉サービスは個人の尊厳を旨とし、その内容は福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るように支援するものとして良質かつ適切なものでなければならない」の規定に基づき、社会福祉事業を公明かつ適正に実施し、社会福祉の増進に資することを目的として、達成できるように努力するものとする。

3.事業内容

(1)法人の取り組み

- ① 社会福祉法人の財務規律の確立・ガバナンスの確立を目指し、開かれた法人経営を構築する。
 - ・ホームページや機関紙等で、定款・事業報告・決算・現況報告書を掲載する。
- ② 社会福祉法人の使命・役割を踏まえ、地域における地域公益活動の在り方を模索し、具体的方策を構築する。
 - ・地域交流作品展開催・・・地域並びに近隣施設から出展。
 - ・喫茶あえーる(地域団体主催)・・・毎月利用者が手伝いに参加。
 - ・地域住民宅の除草作業や地域クリーン作戦に参加。
- ③ 長期的な安定経営を目指し、基本的中長期ビジョンを立案し、経営計画策定の在り方を模索する。
 - ・税理士法人稲田会計に依頼し、5 か年計画による経営改善計画を作成。

(2)施設の経営

- ① 救護施設南光園の公正な経営を目指す。
 - ・理事会3回、評議員会3回、監事監査1回実施。
- 第1回理事会 平成 30 年6月8日(月)
(報告事項)
- ・理事長の職務執行状況について

・南光社会福祉事業協会及び救護施設南光園の指導監査事項報告

(決議事項)

第1号議案 平成 29 年度南光社会福祉事業協会収支決算報告(案)について

第2号議案 平成 29 年度南光社会福祉事業協会本部事業報告(案)について

第3号議案 平成 29 年度救護施設南光園事業結果報告(案)について

第4号議案 平成 29 年度一時生活支援なんこう事業報告(案)について

第5号議案 監事監査報告

第6号議案 評議員会の日程、場所及び議案について

第2回理事会 平成 30 年 12 月 14 日(金)

(報告事項)

・理事長の職務執行状況について

(決議事項)

第1号議案 平成 30 年度社会福祉法人南光社会福祉事業協会第一次収入
支出補正予算(案)について

第2号議案 評議員会の日程、場所及び議案について

第3回理事会 平成 31 年 3 月 11 日(月)

(報告事項)

職員の採用、退職について

(決議事項)

第1号議案 平成 30 年度社会福祉法人南光社会福祉事業協会第二次収入支
出補正予算(案)について

第2号議案 平成 31 年度社会福祉法人南光社会福祉事業協会事業計画(案)
について

第3号議案 平成 31 年度社会福祉法人南光社会福祉事業協会収入支出予算
(案)について

第4号議案 救護施設南光園の施設長人事について

第5号議案 評議員会の日程、場所及び議案について

第 1 回評議員会 平成 30 年 6 月 25 日(月)

(決議事項)

第1号議案 平成 29 年度南光社会福祉事業協会収支決算報告(案)について

第2号議案 平成 29 年度南光社会福祉事業協会本部事業報告(案)について

第3号議案 平成 29 年度救護施設南光園事業結果報告(案)について

第4号議案 平成 29 年度一時生活支援なんこう事業報告(案)について

第2回評議員会 平成30年12月25日(火)

(決議事項)

第1号議案 平成30年度社会福祉法人南光社会福祉事業協会第一次収入
支出補正予算(案)について

第3回評議員会 平成31年3月19日(火)

(決議事項)

第1号議案 平成30年度社会福祉法人南光社会福祉事業協会第二次収入
支出補正予算(案)について

第2号議案 平成31年度社会福祉法人南光社会福祉事業協会事業計画(案)
について

第3号議案 平成31年度社会福祉法人南光社会福祉事業協会収入支出予算
(案)について

監事監査 平成30年5月30日(水)

(指摘事項)

- ・エアコン入札の際に立会人が一人の理事であったため、次回より2名以上の立ち合いで行うよう口頭指摘あり

② 公益事業 一時生活支援事業・自立生活支援事業なんこうの公正な経営を目指す。

・生活困窮者自立支援法による「一時生活支援」及び「自立相談支援」事業を社会福祉法人太陽社会福祉事業協会と共同企業体を結成し、姫路市より受託し事業を実施した。

利用者数:24名(男性15名・女性9名)

平均年齢:49.7歳

平均利用日数:40.3日

自立先:居宅5名・就労11名・施設入所:3名・その他:6名

③ 生活困窮者自立支援法による生活困窮者をはじめとする地域住民のニーズに対応出来るよう、地域におけるネットワークを確立し、社会資源を結び付ける「総合相談支援」への取り組みをの体制整備を行っていく。

・「総合相談支援」の体制整備については、法人単独では中々難しく、佐用町内の社会福祉法人(10法人)で立ち上げた「佐用町社会福祉法人連絡協議会」の実務担当者レベルでの協議を通じ、体制整備の検討を引き続き行った。

- ④ 生活困窮者自立支援制度による生活困窮者の就労の場として施設機能を活かす事ができるよう、就労訓練支援事業(中間的就労)を通じて就労者の確保に努める。
平成 30 年度実績:0 名(依頼・相談無し)
- ⑤ 利用者の経済的自立を目指し、就労場所として位置付けられる外勤事業所での労働業務に従事する。
・太陽公園就労・・・8 名の利用者が輪番で就労。施設退所後 2 名の利用者が継続就労。
・近畿農産就労・・・5 名の利用者が就労している。
・白光(株)就労・・・最低賃金を上回る雇用形態で 1 名が就労している。
- ⑥ 利用者の自立支援に具体的に取り組むため「救護施設居宅生活訓練事業」を継続し、継続性のある支援を行っていく。
・6 名の利用者が訓練を実施。内 3 名の利用者が退所し居宅生活へ移行した。
- ⑦ 退所された利用者が安定した居宅生活を送ることが出来るよう「保護施設通所事業(訪問指導)」を継続して実施する。
・毎月担当職員が訪問を行い、状況把握・援助を実施した。利用者の状態に応じて訪問回数を増やしした。実施対象者:7 名
- ⑧ 居宅生活者が継続・安定した生活を維持するためのバックアップ機能として一時入所を実施する。
・救護施設における一時入所者数:6 名
- ⑨ 社会的入院の解消のために、医療機関と連携を図り受入れ体制の整備を行う。
・精神科病院からの入所者数:8 名
- ⑩ DV 被害者等緊急一時保護事業の実施により、DV 被害者等の安全確保を行う。
・平成 30 年度実績:0 名。(依頼・相談なし)

(3) 役員の研修の実施について

役員の資質向上及び知識修得を目指し、法人役員研修会(所轄庁・県社協)等に参加する。

- ・法人経営トップセミナー:理事 1 名参加
- ・社会福祉情勢セミナー:理事 1 名参加

(4)地域密着型福祉を目指して

救護施設南光園の行事の地域への啓発活動の推進及び地域住民としての地域活動への参加又、小・中・高校等教育機関への積極的な協力を行い、地域の福祉活動の拠点となることを目指す。

- ・観桜会：近隣デイサービスの高齢者の皆様に参加していただき、利用者と共に会食やゲームを行った。
- ・運動会：地域との交流を図る行事として実施した。保育園児や近隣施設との触れ合いで活気のある内容となった。
- ・その他：西播磨フロンティア祭りやひまわり祭り等に参加した。

(5)各種補助金について

救護施設南光園の整備事業等に対し、必要に応じて各種助成及び融資の申請をする。

- ・平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金について申請し、平成 30 年 10 月 23 日に交付決定を受け、浄化槽メインブロワーの更新工事を実施した。総事業費 799,200 円に対し 370,000 円の補助金額となった。